

2022年7月25日

七尾市長
茶谷義隆様

さよなら！志賀原発ネットワーク
志賀原発を廃炉に！訴訟原告団
石川県平和運動センター
原水爆禁止石川県民会議
社民党石川県連合

原子力防災計画・安全協定に関する質問書

東京電力福島第一原発事故から11年4カ月が経過しました。いまだ原子力緊急事態宣言は発令中であり、事故収束の目途は立っていません。今なお七尾市の人口の6割を超える30,226人（2022.5月時点）もの人たちが故郷を追われ、避難生活を強いられています。過酷な避難行動や長引く避難生活の中で亡くなられた震災関連連死とされる人は2,333人を数えます。

福島原発事故で安全神話が崩壊した中、新たに発足した原子力規制委員会（以下「規制委」）は「重大事故は起こりうる」との前提に立った原子力災害対策指針（以下「指針」）を作成し、原子力防災体制は大転換が図られました。

これにより、七尾市は市内全域が志賀原発の原子力災害対策重点区域となりました。七尾市には、原子力防災計画策定が求められる市町の中でも、とくに以下のような特殊事情があります。

- ① 対象人口は49,682人、世帯数は21,934世帯（2022年5月末現在）と最大規模の自治体である
- ② 原発との位置関係から中島地区の避難先は能登町、他の地区は金沢市と、住民が南北に分かれて避難する
- ③ 2本の橋のみが陸上避難路となる能登島がある
- ④ 県内屈指の温泉地・和倉温泉を擁し、3日間の入込客数が9万人を数える青柏祭もある

七尾市は地域防災計画原子力災害対策編（以下「防災計画」）に加え、七尾市避難計画（以下「避難計画」）も策定し、原子力防災訓練にも毎回参加し、実効性を高める取り組みを進めておられますが、果たして重大事故に対して住民らの安全を守ることはできるのでしょうか。自治体が志賀原発の安全規制に関与する根拠となる原子力安全協定（以下「安全協定」）の締結に向けた動きも進んでいません。一昨年11月に就任された茶谷市長の取り組みは、七尾市のみならず周辺自治体、多くの県民も注目しています。

原子力防災にゴールはないと言われます。安全協定による自治体の関与も、再稼働の是非に関係なく廃炉作業が完了するまで求められます。常に課題を確認し、計画や協定の策定・改定を重ねる努力が不可欠です。同時に現時点での到達点、そして未達成の課題について市民の前に明らかにし、広く共通認識を形成し、原発についての議論を深めていくことが重要だと私たちは考えます。そのような思いから、以下質問をさせていただきます。

記

1 防災計画および安全協定の前提となる問題について

- (1) 志賀原発は安全神話の下で設置が許可され、運転が開始された。この間、七尾市（旧七尾市・中島町・田鶴浜町・能登島町）に立地の諾否を問われることはなかった。安全神話が崩壊したいま、七尾市全域が放射能で汚染されるリスク、全市民が避難を強いられるリスクに晒されている。国の一元的管理の下にある原子力行政＝「国策」によって地方自治体と住民が翻弄されている現状について、市長はどのように受け止めているか。
- (2) 福島原発事故後に国が採用した国際原子力機関（IAEA）の安全基準（深層防護）では、防災計画・避難計画の実効性確保も安全基準の一つとされている。七尾市が策定した防災計画に住民を守る実効性はあるのか、残された課題はないか、避難の現場を預かる自治体の判断が問われている。自治体が原子力規制に関与する根拠となる安全協定を締結し、活用することも重要である。防災計画・避難計画と安全協定は、自治体が原子力災害から住民を守るための二本柱であり、七尾市の自治力が問われている。両課題に取り組む市長の認識と決意を聞く。

2 安全協定の締結に向けて

- (1) 武元文平元市長、不嶋豊和前市長は、志賀町と同等の権利を盛り込んだ安全協定を北陸電力に求めてきた。この方針は茶谷市政でも継続されると受け止めてよいか。
- (2) 安全協定の締結にあたっては、北電との粘り強い交渉に加え、県や他の関係市町との連携、さらには市民の支援が不可欠だと思うが、今後の市長の取り組み方針について聞く

3 防災計画・避難計画の総論的課題について

- (1) 避難計画の第1章で掲げた目的を見ると、国の指針や県の防災計画に従い、「住民等の被ばくをできるだけ低減する」とある。被ばくの回避ではなく、ある程度の被ばくを前提とした避難計画である。これでは住民を守る計画とは言えないのではないか。住民は了解しているか。
- (2) 「できるだけ低減」では上限とする被ばく線量が不明である。上限値を国や県に確認し住民の了解を得ること、上限値を超えない計画であることを防災訓練やシミュレーションなどで確認していくことが不可欠だと思うがどうか。
- (3) 内閣府は地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため志賀地域原子力防災協議会を設置し、県は構成員として参加している。これまで作業部会が7回開催されているが、協議内容について県から報告を受けているか。
- (4) 志賀地域原子力防災協議会へのオブザーバー参加を求め、七尾市の課題を積極的に提起していく考えはないか。

4 避難先について

- (1) 「基本的な避難」として、中島地区の住民は能登町へ、田鶴浜、能登島、七尾地区の住民は金沢市へという南北2方向避難が想定されている。中島地区住民の中には半島先端方向へは避難せず、金沢方向へ避難する住民もいると思われる。勤務先、通学先の関係で家族が分離することも考えられる。2方向避難の課題と対応方針を聞く。
- (2) 風向き等「状況に応じた避難」として中島地区の住民は能登町ではなく野々市市へ向かうケースも想定しているが、七尾市にとって富山県方向への避難を想定することも重要だと思われる。富山県との協議は県に一任か、七尾市も積極的に関与しているのか。把握している協議の進捗状況を聞く。

5 長期避難への対応について

- (1) 原子力災害対策指針は福島第一原発事故と同程度（セシウム137で1万テラベクレル相当）の事故は起こりうるとの想定で策定されている。広域かつ大量の放射性物質の放出による避難の長期化を想定した避難計画が求められる。防災計画では「長期避難への対応」の項目があるが、長期避難はどの程度の期間を想定しているか。
- (2) 避難が長期に及ぶかもしれない、帰れない可能性もあるということについて、住民への周知は徹底されているか。
- (3) 避難生活が長期化した場合の住民への支援（住居、仕事、子どもの保育・教育環境、健康管理、損害賠償請求など）について、市の基本的な考え方を聞く。
- (4) 原子力災害応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除の基準は把握しているか。

6 能登島地区の孤立対策について

- (1) 能登島地区は2本の橋が通行不能の場合に備え海上避難も想定しているが、過去の防災訓練では荒天で船が出港できないことも数多くあった。コンクリート屋内退避施設は能登島小学校のみであり、地区住民は防護機能が不十分な自宅での屋内退避を強いられるリスクがある。市の認識と更なる対応を考えているか聞く。

7 児童、生徒の避難について

- (1) 市内の小中学校、保育園、幼稚園での児童・生徒の保護者引き渡し開始は警戒事態発生時か、敷地施設緊急事態に至った段階か。
- (2) 全面緊急事態に至るまで引き渡し出来なかった児童生徒がいる場合、あるいは避難に緊急を要する場合（福島原発事故では地震から1時間50分後、非常用炉心冷却装置不作動＝EAL3に該当）は小中学校の単位で避難場所への避難もありうる。最大で児童・生徒3,294人（2

021年度)の移動に必要なバスは確保できるか。学校等と保護者の避難先が異なることも多いと思われるが、避難先での児童・生徒の引き渡し方法は検討しているか。

- (3) 保護者がいずれも市職員や消防署員、学校教職員、医療・福祉関係など防災業務に携わる立場にある児童・生徒への対応は検討しているか。
- (4) 市内5つの高校の避難計画の概要と市外から市内の高校へ通う高校生への対応、市外の高校へ通学する高校生への対応について聞く。
- (5) とくに乳幼児・児童・生徒の場合、初期甲状腺被ばくのスクリーニング検査は重要だが、その体制を聞く。

8 安定ヨウ素剤の配布・服用について

- (1) 県はUPZではドライブスルー方式での配布を想定している。具体的な実施場所、人員配置、説明者など検討しているか。プルーム到着後の配布となるが、配布遅れや配布漏れなど課題はないか。

9 観光客等一時滞在者への対応について

- (1) 温泉旅館などの施設や青柏祭など多数の入込がある行事で、原発事故を想定した避難計画は策定されているか。
- (2) 渋滞対策やヨウ素剤の配布、情報伝達の手段(特に外国人の場合)、公共交通機関利用者の移動手段の確保、さらには退避要請をどの段階で行なうかなど初動態勢に関わる課題は多い。市の積極的な対応が求められ、県のさらなる支援も必要ではないか。

10 在宅の避難行動要支援者の避難について

- (1) 在宅の避難行動要支援者で、福祉避難所への避難が必要な住民は何人か。避難に必要な車椅子専用車両、ストレッチャー専用車両、車椅子・ストレッチャー専用車両の台数はそれぞれ何台か。現在手配できる車両はそれぞれ何台か。
- (2) 放射線防護施設を備えた施設は、地域の中では豊川公民館だけである。豊川公民館の受け入れ可能人数、在宅の「避難の実施に通常以上の時間がかかり、避難行動により健康リスクが高まる避難行動要支援者」の人数を聞く。

11 複合災害への対応について

- (1) 地震や津波、暴風雪などの自然災害との複合災害時、住民は直面する命を脅かす自然災害に対する避難行動を優先せざるを得ない。原子力防災計画は機能しないことを認め、防災計画にも明記すべきではないか。

1.2 感染症対策について

- (1) 避難所に求められる1人当たりの面積は2倍以上となり、町会や集落によっては避難先施設の見直しが必要なケースもある。早急に地域と施設のマッチングの見直しを行うべきではないか。

1.3 計画の実施体制について

- (1) 避難先に関する資料では「金沢市・野々市市」への行政機能の集約が示されている。代替庁舎を具体的に特定した業務継続計画は策定されているか。
- (2) 防災計画の実施には市職員だけでなく警察や消防、学校関係者、医療・福祉関係者、民間事業者など多く「防災業務関係者」の活動が求められ、防災ボランティアの活用方針も示されている。一方、避難計画では「防災業務関係者の被ばく管理」として、実効線量限度が50 mSv/年である放射線業務従事者を参考とするとし、「できるだけ少なくする努力が必要」としている。極めてあいまいで、防災業務関係者の安全が守られるとは思えない。国に対して明確な基準と健康障害が出た場合の補償体制を明示するよう求めるべきではないか。